

# 林地開発許可申請の手引き

令和4年4月

山形県農林水産部森林ノミクス推進課

# 目

# 次

I	林地開発許可制度の概要	1
II	申請前の注意事項	3
III	申請の手続き	4
IV	審査の内容	9
V	開発行為の許可基準	10
VI	許可後の手続き	21
VII	開発行為完了の手続き	23
別記 I	山形県林地開発許可制度実施要綱 に基づく様式・書式例抜粋	25
別記 II	開発行為に関する協定書（例）	51
別記 III	残置森林等の維持管理に関する協定書（例）	54
別記 IV	県内確率降雨強度一覧表	56
別記 V	洪水調節池の設置に係る計画例	59
<参考>		
	山形県林地開発許可制度実施要綱	64

# I 林地開発許可制度の概要

## 1 はじめに

森林は、木材の供給源であるばかりでなく災害を防止し、人びとに憩いの場を提供し、清い水や空気を与えてくれる機能をもっています。また、土砂の流出や崩壊、水害などの様々な災害を防ぎ、私たちの生活環境を守る働きがあります。

森林の無秩序な開発によって、こうした森林の働きに支障が出ることをないように、一定規模以上の開発については、森林法に基づき知事に申請をして許可を得なければならないというルールが定められています。これが「林地開発許可制度」です。

## 2 制度のあらまし

### (1) 許可を受けなければならない森林

林地開発許可制度の対象となる森林は、森林法により知事が策定した地域森林計画の対象民有林（公有林を含む）であり、ほとんどの民有林が対象となっています。ただし、森林法や海岸法により指定された保安林や海岸保全区域内の森林は林地開発許可制度の対象から除かれ、別途手続きが必要となります。

開発しようとする森林が地域森林計画の対象民有林であるか否かは、各総合支庁森林整備課又は市町村にお問い合わせください。

### (2) 許可を受けなければならない開発

知事の許可を受けなければならない開発は、「土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為」で、主な例としては、砂利や岩石の採取、宅地の造成、工場の設置や太陽光発電施設用地の造成などが該当します。対象となる開発規模は、

ア 道路だけをつくる場合には、路肩等を除く幅員が3メートルを超え、かつ、その面積が1ヘクタールを超えるものです。

イ その他の場合には、その面積が1ヘクタールを超えるものです。

### (3) 許可基準

知事は、開発行為が次の4つの要件すべてにあてはまると認めるときに限り許可することとされています。

ア 森林のもつ災害防止のはたらきが、開発することによって失われ、土砂の流出や崩壊その他の災害を発生させるおそれがないこと。

イ 森林のもつ水害防止のはたらきが、開発することによって失われ、下流域に水害を発生させるおそれがないこと。

ウ 森林のもつ水源かん養のはたらきが、開発することによって失われ、水の確保に著しい支障をきたすおそれがないこと。

エ 森林のもつ環境保全のはたらきが、開発することによって失われ、環境を著しく悪化させるおそれがないこと。

(4) 許可制の適用除外

次のいずれかに該当する開発行為の場合、林地開発許可の申請は不要です。

ア 国又は地方公共団体が行う場合（※）。

イ 火災、風水害その他の非常災害のために必要な応急措置として行う場合。

ウ 森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少なく、かつ、公益性が高いと認められる事業で森林法施行規則第5条に定める事業を施行する場合。

※国又は地方公共団体とみなされる法人

独立行政法人都市再生機構法附則第12条第1項第1号又は第2号の業務、  
国立研究開発法人森林研究・整備機構、独立行政法人水資源機構、  
地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発公社

(5) 開発行為の中止と復旧等

次のような場合には、知事は開発行為の中止や復旧を命ずることとなります。

これに従わない場合は、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処せられます。

ア 許可を受けずに開発をした場合。

イ 許可条件に違反して開発をした場合。

ウ 偽りその他の不正な手段により許可を受け開発をした場合。

<参考>

・伐採の届出について

地域森林計画の対象となっている森林の立木を伐採するときは、あらかじめ市町村長に「伐採及び伐採後の造林の届出書」を提出しなければなりません。

ただし、林地開発の許可を受けたときは、この手続きは不要となります。

## Ⅱ 申請前の注意事項

- 1 次に掲げる森林の開発は、許可基準からみて、不許可とされることがありますので、開発計画をたてようとする場合は、極力避けるようにしてください。
  - (1) 地域森林計画において樹根及び表土の保全その他林地の保全に特に留意すべきものとして定められている森林
  - (2) 地域森林計画において林産物の搬出方法を特定する必要があるものとして定められている森林
  - (3) 飲用水、かんがい用水などの水源として依存度の高い森林
  - (4) 市町村森林整備計画に定められる公益的機能別施業森林のうち快適環境形成機能維持増進森林及び保健文化機能維持増進森林区域
  - (5) 優良人工造林地又はこれに準ずる天然林

以上の森林が、どこにあるか、規模はどの程度なのかについては、各総合支庁森林整備課又は市町村に問い合わせください。

- 2 開発計画の森林に各種の権利（所有権、地上権、賃借権など）を有する者の同意が必要です。
- 3 雨水排水を河川に放流する場合はあらかじめ河川管理者の同意が必要です。
- 4 開発することについて、この制度のみでなく、他の制度（都市計画法、自然公園法、その他）の許認可を受ける必要がある場合には、別にそれぞれ所定の手続きが必要です。
- 5 申請から許可までに要する標準的な処理期間は、おおむね 80 日（土日祝日等、県の閉庁日を除く）とされていますが、申請書類に不備がある場合や申請案件が山形県森林審議会への諮問が必要なものである場合（Ⅲ－3 参照）は、その手続きにさらに期間を要することとなります。

このため、林地開発許可に該当する開発行為をするときは、十分な余裕をもって申請書類の作成にあたってください。

### Ⅲ 申請の手続き

#### 1 提出書類

(1) 林地開発行為の許可を受けようとする場合は、次に掲げる書類を添え、総合支庁に提出してください。

(2) 書類の提出部数は、1部ですが、知事が2部以上求める場合はその部数を提出してください。

このうち、山形県林地開発許可制度実施要綱に様式が定められているものについては、以下「要綱様式第〇号」と記載しています。

提出書類		記載内容	備考
1	申請書		要綱様式第1号
2	位置図	縮尺5万分の1以上の地形図	
3	区域図	① 開発行為をしようとする森林の区域、開発行為に係る森林の土地の区域及び事業区域 ② 市町村の境界、字界、地番界 ③ 縮尺5千分の1以上の図面	
4	計画書	開発行為に係る事業又は施設の名称、開発行為をしようとする森林の土地の面積等を記載すること。	要綱様式第2号

(3) 計画書には、次の図面等を添付してください。

添付図面等		記載内容	備考
1	添付する計画図	添付図書の目次	
2	残置する森林及び造成する森林又は緑地	① 残置する森林又は緑地の地番、面積 ② 造成する森林又は緑地の面積、植栽樹種、植栽本数 ③ ①、②の維持管理方法 ④ 残置し又は造成する森林又は緑地についての権限の取得を証する書類	書式例第1号
3	土地利用計画書		書式例第2号
4	工事工程表	開発行為の施行工程を示す工程表	書式例第3号
5	資金計画書	開発行為に要する資金の額及びその調達方法を示す書類	書式例第4号

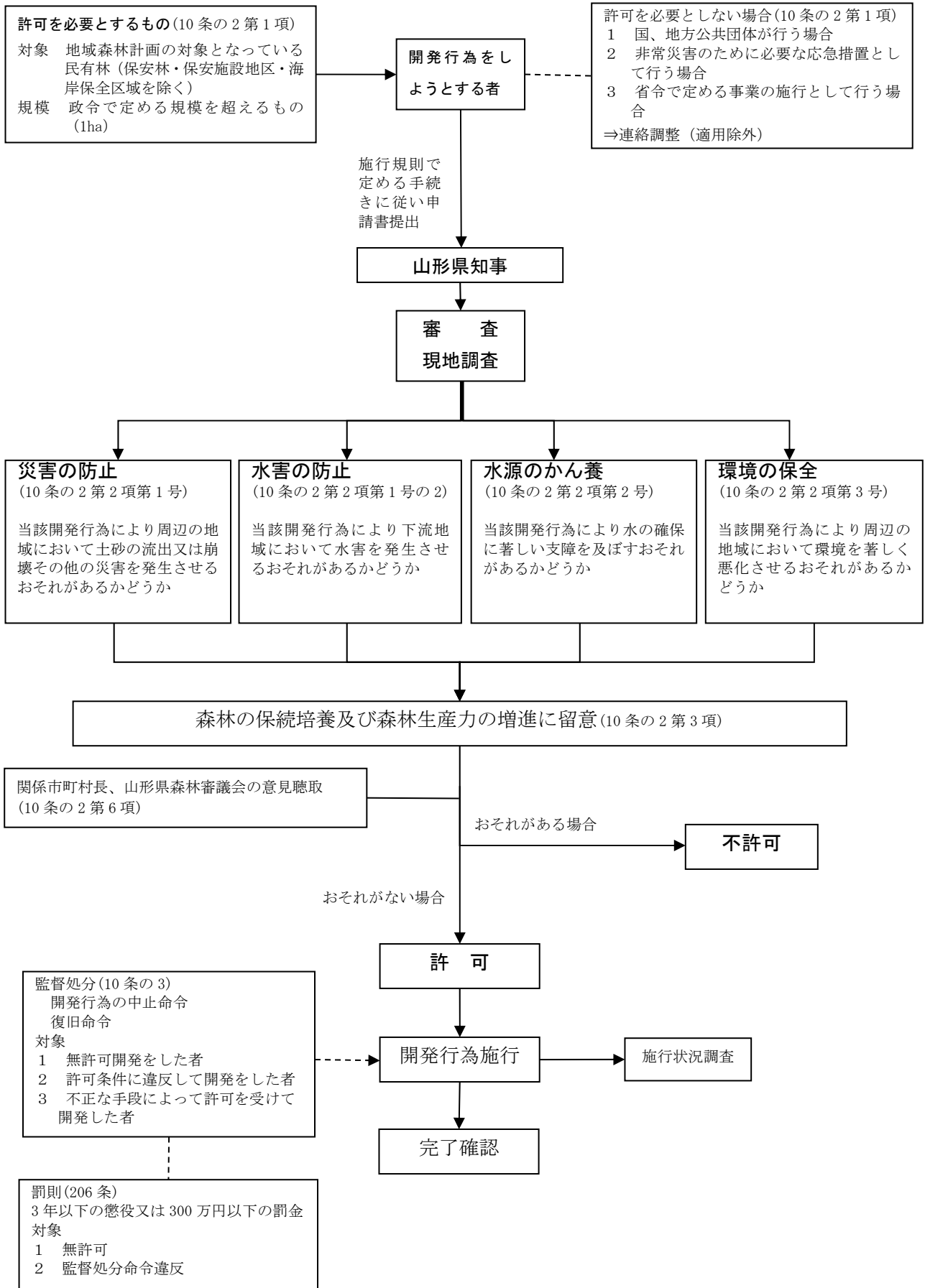
	添付 図 面 等	記 載 内 容	備 考
6	林地開発行為施行能力に関する申告書		書式例第5号
7	他法令との関係	関係規制法の許認可書等の写し ① 許可、認可済みの場合は、その証書の写しを添付すること ② 手続中の場合は、申請書の写しを添付すること ③ 協議等の場合は、関係機関との協議記録の写し又は関係機関の意見書を添付すること	
8	協定書等	① 環境の保全に関する関係市町村長との協定 ② 残置森林等の維持管理に関する関係市町村長との協定	別記Ⅱ・Ⅲ
9	開発行為により直接影響を受けると見込まれる関係者の同意書等	① 開発行為に係る森林について当該開発行為の施行の妨げとなる権利を有するすべての者の相当数(3分の2以上)の同意を得ていることを証する書類 ② 隣接土地所有者の同意を得ていることを証する書類 ③ 地域住民及び開発区域の下流等に影響するおそれがある場合は、それらの住民及び地域の権利を有する代表者等の同意書 ④ 許可処分時点では全員の同意を得ていることを証する書類	要綱様式第3号第4号
10	河川管理者の同意書	開発行為によりピーク流量を安全に流下させることができない地点がある場合は河川管理者の同意書	
11	法人の登記簿謄本	① 許可を受けようとする者が法人である場合には、当該法人の登記簿謄本 ② 法人でない団体である場合には、代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織運営に関する定めを記載した書類	
13	その他参考となる事項	① 土地登記簿謄本 ② 山形県環境影響評価条例に基づき作成した評価書(同条例に定める対象事業にあたる場合) ※環境影響評価法(環境省所管)に基づく評価書についても同様 ③ 住民説明会等、地域住民の理解を得るための取組を説明する書類(太陽光発電施設を設置する場合)	

添付図面等		記載内容	備考
14	現況図	① 地形、林況等（針葉樹：緑色、広葉樹：茶色、農地：青、その他：黄色） ② 開発行為をしようとする森林の周辺の人家又は公共施設の位置	
15	利用計画図	① 切土、盛土、捨土、法面の形態別施行区域の位置 ② 施設又は工作物の種類毎の位置 ③ 残置する森林又は造成する森林及び緑地の区域	
16	法面の断面図	① 法面の高さ、勾配、土質、施行前の地盤面及び法面保護の方法 ② 切土、盛土、捨土の工法及び土量	
17	防災施設設計図	擁壁、えん堤、排水路、導水路、貯水池、洪水調節池等の構造及び設計根拠	
18	建築物等の概要図	開発行為の目的となる建築物等の平面図、正面図、側面図等	
19	流域現況図	流域の地形、土地利用の実態、河川の状況（河川の位置、開発に伴い増加するピーク流量を安全に流下させることができない地点の位置等）	

注) 計画書の添付書類は、開発行為の目的・態様等に応じて必要と認める事項を追加し、又は必要がないと認める事項を省略させることがあります。



## 2 林地開発許可に係る手続きの流れ



### 3 山形県森林審議会への諮問基準

申請の内容が次のいずれかに該当する場合は、山形県森林審議会の意見を聴取することとなります。

- (1) 開発行為に係る森林面積（以下「開発面積」という。）が10ヘクタール以上のもの（開発行為の変更に係る許可については、変更前の開発面積より10ヘクタール以上増加するもの。）。
- (2) 開発行為をしようとする事業区域に、林野庁所管の地すべり等防止法第3条に規定する地すべり防止区域が含まれているもの。
- (3) 地域住民又は関係市町村長が開発行為に反対の意向を示しているもの（ただし、反対の理由が、森林法第10条の2第2項に基づく林地開発許可基準（災害防止、水害防止、水源かん養、環境保全）のいずれかに該当すると認められるものに限る。）

※反対であればすべて審議会の意見を聴取するものではありません。

## IV 審 査 の 内 容

### 1 書類審査

提出された申請書類について、内容審査の前に書類の不足や記載内容の不備がないか確認が行われ、不備があった場合は補正（不足書類の提出や記載事項の修正）を求めます。

なお、相当の期間をおいても補正の見込みがないと認められたときは申請を拒否する場合がありますのでご注意ください。

### 2 内容審査

書類審査のあと、林地開発行為の許可基準に照らした内容の審査と並行して、申請書類との照合や開発行為による周囲への影響等の確認のため、現地調査が行われます。

この時点においても同様に、申請の内容に不備があった場合は補正を求めます。

具体的には、次のような審査や調査が行われます（審査基準の詳細は「V 開発行為の許可基準」に記載しています。）。

- (1) 開発を行うことが確実であるか。
- (2) 必要最小限度の面積であるか。
- (3) 大規模で長期にわたる場合は、全体計画との関連が明白になっているか。  
また、周辺の環境への影響を検討し、配慮された計画になっているか。
- (4) 一時利用（資材置場など）の場合には、利用後の措置は適切か。
- (5) 周辺の地域住民の生活や産業活動、森林施業に悪影響をおよぼさないか。
- (6) 森林として残す場合や、新しく森林を造成する場合には、その森林が将来とも適切に維持、管理されるか。
- (7) 切土、盛土、捨土などの方法が適切か。
- (8) えん堤、排水施設、貯水池などの防災施設の設置は適切か。
- (9) 水源として依存している森林を開発する場合は、必要な水量を確保し、又は水質の悪化を防止するための措置は適切か。
- (10) 開発区域の森林又は緑地を現況のまま残しているか。  
また、その面積や配置は適切か。

## V 開発行為の許可基準

開発行為の許可は、許可の申請書及び添付書類の記載事項が次の要件を満たすか否かにつき審査して行います。

### 1 一般的事項

<p>(1) 次の事項のすべてに該当し申請に係る開発行為を行うことが確実であること。</p> <p>ア 開発行為に関する計画の内容が具体的であり、許可を受けた後遅滞なく申請に係る開発行為を行うことが明らかであること。</p> <p>イ 開発行為に係る森林につき開発行為の施行の妨げとなる権利を有するすべての者の3分の2以上の同意を得ており、その他の者についても許可決定までに同意を得ることができると認められること。</p> <p>ウ 開発行為又は開発行為にかかる事業の実施について法令等による許認可等を必要とする場合には、当該許認可等がなされているか又はそれが確実なことが明らかであること。</p> <p>エ 申請者に開発行為を行うために必要な信用及び資力があることが明らかであること。</p>
<p>(2) 開発行為に係る土地の面積が、当該開発行為の目的実現のため必要最小限度の面積であること（法令等によって面積につき基準が定められているときには、これを参酌して決められたものであること）が明らかであること。</p>
<p>(3) 開発行為の計画が大規模であり長期にわたるものの一部についての許可の申請である場合には、全体計画との関連が明らかであること。</p>
<p>(4) 開発行為により森林を他の土地利用に一時的に供する場合には、利用後に森林造成などの従前の効用を回復するための措置が適切に行われることが明らかであること。</p> <p>なお、太陽光発電施設の設置に係る開発行為について、発電事業の終了後に開発区域を原状回復する場合は、区域内の樹木の植栽等の措置が講じられていること、土地所有者との契約に事業終了後原状回復する旨を盛り込まれていること等が上記に該当します。</p>
<p>(5) 開発行為が周辺の地域の森林施業に著しい支障を及ぼすおそれがないように適切な配慮がなされていることが明らかであること。</p> <p>例えば開発行為により道路が分断される場合には付替道路の設置計画が明らかであり、開発行為の対象箇所奥地における森林施業に支障を及ぼすことのないように配慮されているか等が該当します。</p>
<p>(6) 開発行為に係る事業の目的に即して土地利用が行われることによって周辺の地域における住民の生活及び産業活動に相当の悪影響を及ぼすことのないよう関係市町村長との間に環境の保全に関する協定が締結されていること。</p>
<p>(7) 開発行為をしようとする森林の区域内に残置し、若しくは造成する森林又は緑地（以下「残置森林等」という。）については原則として将来にわたり保全に努めるものとし、善良な維持管理を行うため申請者が当該森林又は緑地の権限を有していることを原則として、関係市町村長と維持管理に関する協定が締結されていること。</p>
<p>(8) 山形県環境影響評価条例に定める「対象事業」に該当する場合は、許可申請書に同条例に基づき作成された評価書が添付されていること。</p> <p>（環境影響評価法(環境省所管)に基づく評価書が添付されていること。）</p>
<p>このほか、申請内容によっては、地域住民への理解を得るための取組みや景観に配慮した施工が行われていることを確認する場合があります。</p>

## 2 災害防止機能に関する事項

(1) 開発行為が原則として現地形に沿って行われること及び開発行為による土砂の移動量が必要最小限度であることが明らかであること。

ア スキー場の滑走コースに係る切土量は1ヘクタール当たりおおむね1,000立方メートル以下であること。

イ ゴルフ場の造成に係る切土量及び盛土量はそれぞれ18ホール当たりおおむね200万立方メートル以下であること。

(2) 工法等は、次によるものであること。

ア 切土は、原則として階段状に行う等法面の安定が確保されるものであること。

イ 盛土は、必要に応じて水平層にして順次盛り上げ、十分締め固めが行われるものであること。

ウ 土石の落下による下斜面等の荒廃を防止する必要がある場合には、柵工の実施等の措置が講じられていること。

エ 大規模な切土又は盛土を行う場合には、融雪、豪雨等により災害が生じるおそれのないように工事時期、工法等について適切に配慮されていること。

オ 太陽光発電施設の設置に係る開発行為については、設置する区域（自然斜面）の平均傾斜度が30度以上である場合、可能な限り森林土壌を残した上で、擁壁又は排水施設等の防災施設が確実に設置されていること。ただし、太陽光発電施設を設置する自然斜面の森林土壌に、崩壊の危険性の高い不安定な層がある場合は、その層を排除した上で、防災施設を確実に設置すること。

なお、自然斜面の平均傾斜度が30度未満である場合も、土砂の流出又は崩壊その他の災害を防止する観点から、必要に応じて適切な防災施設が設置されていること。

(3) 切土は、次によるものであること。

ア 法面の勾配は、地質、土質、切土高、気象及び近傍にある既往の法面の状態等を勘案して、現地に適合した安定なものであること。

イ 土砂の切土高が10メートルを超える場合には、原則として高さ5メートルないし10メートルごとに小段が設置されるほか、必要に応じて排水施設が設置される等崩壊防止の措置が講じられていること。

ウ 切土を行った後の地盤にすべりやすい土質の層がある場合には、その地盤にすべりが生じないように杭打ちその他の措置が講じられていること。

(4) 盛土は、次によるものであること。

ア 法面の勾配は、盛土材料、盛土高、地形、気象及び近傍にある既往の法面の状態等を勘案して、現地に適合した安全なものであること。盛土高がおおむね1.5メートルを超える場合には、勾配が35度以下であること。

イ 一層の仕上がり厚は、30センチメートル以下とし、その層ごとに締め固めが行われるとともに、必要に応じて雨水その他の地表水又は地下水を排除するための排水施設の設置等の措置が講じられていること。

ウ 盛土高が5メートルを超える場合には、原則として高さ5メートル毎に小段が設置されるほか、必要に応じて排水施設が設置される等崩壊防止の措置が講じられていること。

エ 盛土がすべり、ゆるみ、沈下し、又は崩壊するおそれがある場合には、盛土を行う前の地盤の段切り、地盤の土の入替え、埋設工の施工、排水施設の設置等の措置が講じられていること。

(5) 捨土は、次によるものであること。

ア 捨土は、土捨場を設置し、土砂の流出防止措置を講じて行なわれるものであること。  
この場合における土捨場の位置は、急傾斜地、湧水の生じている箇所等を避け、人家又は公共施設との位置関係を考慮のうえ設定されているものであること。

イ 法面の勾配の設定、小段の設置、排水施設の設置等は、盛土に準じて行われ、土砂の流出のおそれがないものであること。

### 3 擁壁に関する事項

(1) 切土、盛土又は捨土を行った後の法面が人家、学校、道路等に近接し、かつ、次のア又はイに該当する場合は、擁壁の設置その他の法面崩壊防止の措置が適切に講じられることが明らかであること。ただし、土質試験等に基づき地盤の安定計算をした結果、法面の安定を保つために擁壁等の設置が必要でない認められる場合は、これに該当しない。

ア 切土により生じる法面の勾配が30度より急で、かつ、高さが2メートルを超える場合。  
ただし、硬岩盤である場合、又は次の①若しくは②のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

① 土質が(表1)の左欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じた法面の勾配が同表の中欄の角度以下のもの。

② 土質が(表1)の左欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じた法面の勾配が同表中欄の角度を超え、同表右欄の角度以下のもので、その高さが5メートル以下のもの。この場合において、①に該当する法面の部分により上下に分離された法面があるときは、①に該当する法面の部分は存在せず、その上下の法面は連続しているものとみなす。

(表1)

土 質	擁壁等を要しない勾配の上限	擁壁等を要する勾配の下限
軟岩 (風化の著しいものを除く)	60度	80度
風化の著しい岩	40度	50度
砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土、その他これに類するもの	35度	45度

イ 盛土により生じる法面の勾配が30度より急で、かつ、高さが1メートルを超える場合。

(2) 擁壁の構造は、次の要件を満たすものであること。

ア 土圧、水圧及び自重（以下「土圧等」という。）によって擁壁が破壊されないこと。

イ 土圧等によって擁壁が転倒しないこと。この場合において、安全率は1.5以上であること。

ウ 土圧等によって擁壁が滑動しないこと。この場合において、安全率は1.5以上であること。

エ 土圧等によって擁壁が沈下しないこと。

オ 擁壁には、その裏面の排水を良くするため、適正な水抜き穴が設けられていること。

#### 4 法面保護に関する事項

切土、盛土又は捨土を行った後の法面が雨水、溪流等により侵食されるおそれがある場合には、法面保護の措置が講じられることが明らかであること。

(1) 植生による保護（実播工、伏工、筋工、植栽工等）を原則とし、植生による保護が適さない場合又は植生による保護だけでは法面の侵食を防止できない場合には、人工材料による適切な保護（吹付工、張工、法枠工、柵工、網工等）が行われるものであること。工種は、土質、気象条件等を考慮し決定され、適期に施工されるものであること。

(2) 表面水、湧水、溪流等により法面が侵食され又は崩壊するおそれがある場合には、排水施設又は擁壁の設置等の措置が講じられていること。この場合における擁壁の構造は、3の(2)によるものであること。

#### 5 土砂の流出防止施設に関する事項

開発行為に伴い相当量の土砂が流出し下流地域に災害が発生するおそれがある場合には、開発行為に先行して十分な容量及び構造を有するえん堤等の設置、森林の残置等の措置が適切に講じられることが明らかであること。

(1) えん堤等の容量は、次のア及びイにより算定された開発行為に係る土地の区域からの流出土砂量を貯砂するものであること。

ア 開発行為の施行期間中における流出土砂量は、開発行為に係る土地の区域1ヘクタール当たり1年間におおむね200立方メートルないし400立方メートルを標準とするが、地形、地質、気象等を考慮のうえ適切に定められたものであること。

イ 開発行為の終了後において、地形、地被状態等からみて、地表が安定するまでの期間に相当量の土砂の流出が想定される場合には、(表2)を参考に別途計算すること。

(表2)

地形・地被状態		1ヘクタール当たり年間流出土砂量
裸地	3年目まで	50立方メートル
	3～5年目まで	20立方メートル
草地		15立方メートル

※ 通常は3年間の土砂流出量を見込むものとする。ただし、大規模な開発行為又は当該開発行為が公共施設等の近くで実施されるときは、5年間の土砂流出量を見込むものとする。

(2) えん堤等の設置箇所は、極力土砂の流出地点に近接した位置であること。

(3) えん堤等の構造は、「治山技術基準」(昭和46年3月13日付け46林野治第648号林野庁長官通達)によるものであること。

## 6 排水施設に関する事項

雨水等を適切に排水しなければ災害が発生するおそれがある場合には、十分な能力及び構造を有する排水施設が設けられることが明らかであること。

(1) 排水施設の断面は、次によるものであること。

ア 排水施設の断面は、計画流量の排水が可能になるように余裕をみて定められていること。この場合、計画流量は次の①及び②により、流速は原則として Manning 式により求められていること。

① 排水施設の計画に用いる雨水流出量は、原則として次式により算出されていること。ただし、降雨量と流出量の関係が別途高い精度で求められている場合には、単位図法等によって算出することができる。

$$Q = 1 / 360 \cdot f \cdot r \cdot A$$

Q : 雨水流出量(m<sup>3</sup>/sec)

f : 流出係数

r : 設計雨量強度(mm/hour)

A : 集水区域面積(ha)

② 前式の適用に当たっては、次の a から c までによるものであること。

a 流出係数は、(表 3)を参考にして定められていること。ただし、太陽光発電施設の設置の場合、地表が太陽光パネル等の不浸透性の材料で遮られる箇所については、流出係数を、(表 3)によらず、0.9~1.0 として算出されていること。

b 設計雨量強度は、次の c による単位時間内の 10 年確率で想定される雨量強度とされていること。

c 単位時間は、到達時間を勘案して定めた(表 4)を参考として用いられていること。

(表 3)

地表状態	区分	浸透能		
		小	中	大
林地		0.6~0.7	0.5~0.6	0.3~0.5
草地		0.7~0.8	0.6~0.7	0.4~0.6
耕地		—	0.7~0.8	0.5~0.7
裸地		1.0	0.9~1.0	0.8~0.9

※ 浸透能の区分は、地形、地質、土壌等の条件によって決定されるものであるが適用については、おおむね山岳地は小、丘陵地は中、平地は大として差し支えない。

(表 4)

流域面積	単位時間
50ヘクタール以下	10分
100ヘクタール以下	20分
500ヘクタール以下	30分

イ 雨水のほか土砂等の流入が見込まれる場合、又は排水施設の設置箇所からみていっ水による影響の大きい場合にあつては、排水施設の断面は、必要に応じてアに定めるものより大きく定められていること。



(2) 排水施設の構造等は、次によるものであること。

ア 排水施設は、立地条件等を勘案して、その目的及び必要性に応じた堅固で耐久力を有する構造であり、漏水が最小限度となるよう措置されていること。

イ 排水施設のうち暗渠である構造の部分には、維持管理上必要な柵又はマンホールの設置等の措置が講じられていること。

ウ 放流によって地盤が洗掘されるおそれがある場合には、水叩きの設置その他の措置が適切に講じられていること。

エ 排水施設は、排水量が少なく土砂の流出又は崩壊を発生させるおそれがない場合を除き、排水を河川等又は他の排水施設等まで導くように計画されていること。

オ 太陽光発電施設の設置に伴う開発行為については、表面流（雨水等が地表面を流下したものをいう。以下同じ。）を安全に下流へ流下させるための排水施設の設置等、表面流を分散させるための必要な柵工、筋工等の措置及び地表の保護に必要な伏工等による植生の導入や物理的な被覆の措置等の対策が適切に講じられていること。

(3) (2)のエにより河川等又は他の排水施設等に排水を導くことにより、河川の管理に著しい影響を及ぼすこととなる場合は、当該河川等又は他の排水施設等の管理者より同意を得ているものであること。

## 7 洪水調節池に関する事項

(1) 災害防止機能

下流の流下能力を超える水量が排出されることにより災害が発生するおそれがある場合には、次により洪水調節池の設置等の適切な措置を講じること。

ア 洪水調節池の容量は、下流における流下能力を考慮のうえ、30年確率で想定される雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を、開発前のピーク流量以下まで調節できるものであること。また、流域の地形、地質、土地利用の状況等に応じて必要な堆砂量が見込まれていること。

イ 余水吐の能力は、コンクリートダムにあっては100年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量の1.2倍以上、フィルダムにあってはコンクリートダムのその1.2倍以上のものであること。

ウ 洪水調節の方式は、原則として自然放流方式であること。

(2) 水害防止機能

開発行為をする森林の下流において、開発行為により増加するピーク流量を安全に流下させることができない地点※が生じ、水害が発生するおそれがある場合は、次により洪水調節池の設置等の適切な措置を講じること。

ア 洪水調節池の容量は、当該地点での、①30年確率で想定される雨量強度及び②安全に流下させることができるピーク流量に対応する雨量強度における、開発中及び開発後のピーク流量を、開発前のピーク流量以下までに調節できるものであること。また、流域の地形、地質、土地利用の状況等に応じて必要な堆砂量が見込まれていること。

※ 開発行為に伴うピーク流量の増加率が1%以上となる範囲内において、30年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量を流下させることができない地点のうち、開発行為による影響を最も強く受ける地点を指す。

※ 当該地点の選定に当たっては当該河川等の管理者の同意を得ていること。

- イ 余水吐の能力は、(1)のイによること。
- ウ 洪水調節の方式は、(1)のウによること。

## 8 水源かん養機能（水の確保）に関する事項

- (1) 他に適地がない等によりやむを得ず飲用水、かんがい用水等の水源として依存している森林を開発行為の対象とする場合で、周辺における水利用の実態等からみて必要な水量を確保するため必要があるときには、貯水池又は導水路の設置、その他の措置が適切に講じられることが明らかであること。

なお、導水路の設置その他の措置が講じられる場合には、取水する水源に係る河川管理者等の同意を得ている等水源地域における水利用に支障を及ぼすおそれのないものであること。

- (2) 周辺における水利用の実態等からみて土砂の流出による水質の悪化を防止する必要がある場合には、沈砂池の設置、森林の残置その他の措置が適切に講じられることが明らかであること。

## 9 環境の保全機能に関する事項

- (1) 開発行為をしようとする森林の区域に、森林又は緑地の残置又は造成が下記により適切に行われることが明らかであること。

ア 開発区域の森林又は緑地は、現況のまま保全することを原則とし、やむを得ず一時的に土地の形質を変更する必要がある場合には、可及的速やかに伐採前の植生回復を図ることを原則として森林又は緑地が造成されるものであること。この場合において、残置森林等の面積の事業区域（開発行為をしようとする森林又は緑地その他の区域をいう。）内の森林面積に対する割合は、(表5)の「事業区域内において残置し、若しくは造成する森林又は緑地の割合」を満たしていること。

また、残置森林等は、(表5)の「森林の配置等」により開発行為の規模及び地形に応じて、事業区域内の周辺部及び施設等の間に適切に配置されていること。

なお、(表5)に掲げる「開発行為の目的」以外の開発行為については、その目的、態様、社会的経済的必要性、対象となる土地の自然的条件等に応じ、(表5)に準じて適切に措置されていること。

- ① 「残置し、若しくは造成する森林又は緑地の割合」の「おおむね」は、その2割を許容範囲とし、適用は個別具体的事案に即して判断されることとなるが、工場又は事業場にあつては20%を下回らないものでなければならない。
- ② 住宅団地造成に係る「緑地」には、次に掲げるものを含める。
  - a 公園・緑地・広場
  - b 隣棟間緑地、コモン・ガーデン
  - c 緑地帯、緑道
  - d 法面緑地
  - e その他上記に類するもの
- ③ 太陽光発電施設の設置に係る開発行為については、林地開発許可後に採光を確保すること等を目的として残置森林又は造成森林を過度に伐採することがないよう、あらかじめ樹高や造成後の樹木の成長を考慮した残置森林又は造成森林及び太陽光パネルの配置計画であること。

- ④ 「(表5)に準じて適切に配置されていること」の例外として、道路の新設若しくは改築又は畑地等の造成の場合であって、その土地利用の実態からみて森林を残置し又は造成することが困難又は不相当であると認められるときは、森林の残置又は造成を要しない。

(表5)

開発行為の目的	事業区域内において残置し、若しくは造成する森林又は緑地の割合	森 林 の 配 置 等
別荘地の造成	残置森林率はおおむね 60 パーセント以上とする。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 原則として周辺部に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</li> <li>2 1 区画の面積はおおむね 1,000 平方メートル以上とし、建物敷等の面積はそのおおむね 30 パーセント以下とする。</li> </ol>
スキー場の造成	残置森林率はおおむね 60 パーセント以上とする。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 原則として周辺部に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</li> <li>2 滑走コースの幅はおおむね 50 メートル以下とし、複数の滑走コースを並列して設置する場合はその中の中央部に幅おおむね 100 メートル以上の残置森林を配置する。</li> <li>3 滑走コースの上、下部に設ける ゲレンデ等は 1 箇所あたりおおむね 5 ヘクタール以下とする。また、ゲレンデ等と駐車場との間には幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</li> </ol>
ゴルフ場の造成	森林率はおおむね 50 パーセント以上（残置森林率はおおむね 40 パーセント以上）とする。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 原則として周辺部に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林（残置森林は原則としておおむね 20 メートル以上）を配置する。</li> <li>2 ホール間に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林（残置森林はおおむね 20 メートル以上）を配置する。</li> </ol>

開発行為の目的	事業区域内において残置し、若しくは造成する森林又は緑地の割合	森林の配置等
宿泊施設、レジャー施設の設置	森林率はおおむね 50 パーセント以上（残置森林率おおむね 40 パーセント以上）とする。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 原則として周辺部に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</li> <li>2 建物敷の面積は事業区域の面積のおおむね 40 パーセント以下とし、事業区域内に複数の宿泊施設を設置する場合は極力分散させるものとする。</li> <li>3 レジャー施設の開発行為に係る 1 箇所当たりの面積はおおむね 5 ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数設置する場合は、その間に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</li> </ol>
工場、事業場の設置 （太陽光発電施設の設置を除く）	森林率はおおむね 25 パーセント以上とする。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が 20 ヘクタール以上の場合には原則として周辺部に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。これ以外の場合にあっても極力周辺部に森林を配置する。</li> <li>2 開発行為に係る 1 箇所当たりの面積はおおむね 20 ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</li> </ol>
住宅団地の造成	森林率はおおむね 20 パーセント以上（緑地を含む）とする。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が 20 ヘクタール以上の場合には原則として周辺部に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置する。これ以外の場合にあっても極力周辺部に森林・緑地を配置する。</li> <li>2 開発行為に係る 1 箇所当たりの面積はおおむね 20 ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置する。</li> </ol>

開発行為の目的	事業区域内において残置し、若しくは造成する森林又は緑地の割合	森林の配置等
土石等の採掘		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 原則として周辺部に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</li> <li>2 採掘跡地は必要に応じ埋め戻しを行い、緑化及び植栽する。また、法面は可能な限り緑化し小段平坦部には必要に応じ客土等を行い植栽する。</li> </ol>
太陽光発電施設の設置	森林率はおおむね 25 パーセント（残置森林率はおおむね 15 パーセント）以上とする。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 原則として周辺部に残置森林を配置することとし、事業区域内の開発行為に係る森林の面積が 20 ヘクタール以上の場合は原則として周辺部に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林（おおむね 30 メートル以上の幅のうち一部又は全部は残置森林）を配置する。また、りょう線の一体性を維持するため、尾根部については、原則として残置森林を配置する。</li> <li>2 開発行為に係る 1 箇所当たりの面積はおおむね 20 ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</li> </ol>

- (注) 1 「残置森林率」とは、残置森林（残置する森林）のうち若齢林（15 年生以下の森林）を除いた面積の事業区域内の森林の面積に対する割合をいう。
- 2 「森林率」とは、残置森林及び造成森林（植栽により造成する森林であって硬岩切土面等の確実な成林が見込まれない個所を除く。）の面積の事業区域内の森林の面積に対する割合をいう。
- 3 「ゲレンデ等」とは、滑走コースの上、下部のスキヤーの滞留場所であり、リフト乗降場、レストハウス等の施設用地を含む区域をいう。

イ 造成森林については、必要に応じ植物の成育に適するよう表土の復元、客土等の措置を講じ、地域の自然条件に適する樹木（原則として樹高 1 m 以上の高木性樹木）を、(表 6) を標準として均等に分布するよう植栽されるものであること。なお、修景効果を併せ期待する造成森林については、できるだけ大きな樹木を植栽するよう配慮されていること。

(表6)

樹 高	植栽本数 (1ヘクタール当たり)
1メートル	2,000本
2メートル	1,500本
3メートル	1,000本

(2) 騒音、粉じん等の著しい影響の緩和、風害等からの周辺の植生等（貴重な動植物を含む）の保全等の必要がある場合には、開発行為をしようとする森林の区域内の適切な箇所に必要な森林の残置又は必要に応じた造成が行われることが明らかであること。

(3) 景観の維持に著しい支障を及ぼすことのないように適切な配慮がなされており、特に市街地、主要道路等からの景観を維持する必要がある場合には、開発行為により生じる法面を極力縮小するとともに、可能な限り法面の緑化を図り、また、開発行為に係る事業により設置される施設の周辺に森林を残置し、若しくは造成し、又は木竹を植栽する等の適切な措置が講じられていることが明らかであること。

## 10 その他の事項

(1) 飛砂、落石、なだれ等の災害が発生するおそれがある場合には、静砂垣又は落石若しくはなだれ防止柵の設置その他の必要な措置が講じられることが明らかであること。

(2) 太陽光発電施設の設置を目的とした開発行為については、防災や景観の観点から、地域住民が懸念する事案があることから、申請者は、林地開発許可の申請の前に住民説明会の実施等地域住民の理解を得るための取組を実施していること。

特に、採光を確保する目的で事業区域に隣接する森林の伐採を要求する申請者と地域住民との間でトラブルが発生する事案があることから、申請者は、採光の問題も含め、長期間にわたる太陽光発電事業期間中に発生する可能性のある問題への対応について、住民説明会等を通じて地域住民と十分に話し合うこと。

(3) 太陽光発電施設の設置を目的とした開発行為をしようとする森林の区域が、市街地、主要道路等からの良好な景観の維持に相当の悪影響を及ぼす位置にあり、かつ、設置される施設の周辺に森林を残置し又は造成する措置を適切に講じたとしてもなお更に景観の維持のため十分な配慮が求められる場合にあっては、申請者が太陽光パネルやフレーム等について地域の景観になじむ色彩等にするよう配慮すること。

## VI 許可後の手続き

### 1 開発行為の着手

開発行為に着手したときは、速やかに林地開発行為着手届出書（要綱様式第7号）を提出してください。

### 2 林地開発許可標識の掲示

開発行為の期間中は、工事現場の見やすい場所に林地開発許可標識（要綱様式第9号）を掲示してください。

### 3 許可条件の遵守

開発行為は、申請書及び添付図書の内容や許可の条件に従って行ってください。

### 4 開発計画の変更

次のような開発計画の変更をする場合は、林地開発計画変更許可申請書（要綱様式第5号）を提出し、許可を受けなければなりません。

(1) 開発行為の目的を変更しようとするとき

(2) 開発行為に係る森林面積について、既に許可を受けている開発行為に係る森林面積の20%を超えて、又は1ヘクタールを超えて増加させようとするとき

(3) 残置森林等の面積について、許可基準を下回る割合に変更しようとするとき

(4) 防災施設又は排水施設の新設、廃止又は機能の低下を伴う変更をしようとするとき  
上記以外の開発計画の変更をする場合は、変更後の開発行為に着手する前に、林地開発計画変更届出書（要綱様式第6号）を提出してください。

※許可又は届出の判断が難しいときは、各総合支庁森林整備課にご相談ください。

### 5 施行状況の報告

開発行為が完了し県の確認を受けるまでは、毎年9月末及び3月末現在の開発行為の施行状況について、林地開発施行状況報告書（様式第8号）によりとりまとめ、翌月の10日まで提出してください。

### 6 開発行為の譲渡、承継に係る手続き

開発行為の完了前に、開発行為に係る権利を譲渡する際は、あらかじめ、林地開発行為土地譲渡届出書（要綱様式第10号）を提出してください。

また、開発行為に係る権利を承継した者は、速やかに林地開発行為地位承継届出書（要綱様式第11号）を提出しなければなりませんので、ご注意ください。

## 7 その他

- (1) 工事の中止又は廃止のときは、速やかに届け出るほか、指示に従い防災措置を講じ、県が実施結果につき調査を行う場合には拒否しないこと(要綱様式第 12 号、第 14 号)。
- (1)-2 防災措置に係る工事が完了したときは、林地開発行為防災工事完了届出書(要綱様式第 13 号)を提出すること。
- (2) 工事の施工中に災害が発生した場合は、適切な措置を講ずるとともに、速やかに届け出ること(要綱様式第 15 号)。
- (2)-2 災害に係る復旧工事が完了したときは、林地開発行為災害復旧完了届出書(要綱様式第 16 号)を提出すること。



## Ⅶ 開発行為完了の手続き

### 1 完了確認の調査

- (1) 開発行為が完了したときは、速やかに林地開発行為完了届出書（要綱様式第 17 号）を提出し、知事の確認を受けてください。
- (2) 知事は、
  - ア 申請書及び添付図書の内容に従って行われたか。
  - イ 許可条件に適合しているか。について完了確認調査を実施します。
- (3) 調査の結果、補修の必要があると認められるときは、指示に従い手直し工事を実施しなければなりません。

### 2 完了確認書の交付

- (1) 調査の結果、許可内容のとおり完了したことが認められた場合は、「林地開発行為完了確認書」が交付されます。
- (2) 「林地開発行為完了確認書」の交付を受けてから、開発行為の目的に沿って開発地を使用してください。

(空白ページ)